



暮らしの情報ボックス

東川町役場	82-2111
公民館	82-3200
文化交流館	82-4245
文化ギャラリー	82-4700
B&G海洋センター	82-4600
町立診療所	82-2101
大雪消防組合東川支署	82-2310

2月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

3月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2月のこよみ

5日	第1回キャンモアGSL大会
17日	婦連協スポーツ交流会 教育委員会議9:00(役場) 東川町教育推進会議13:30(役場)
18日	子育てフォーラム
20日	第19回協会結成バレーボール大会
24日	教育委員会議13:30(役場)
27日	第19回日町長杯争奪ミニバレー大会
29日	全町婦人の集い

税務住民課住民相談年金係

特定障害者に対する特別障害給付金の支給が平成17年4月からはいまります

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。

対象者
 ・平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
 ・昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者厚生年金、共済組合等の加入者の配偶者であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該

当する方

支給額
 1級 月額5万円(2級の1.25倍)
 2級 月額4万円
 ・所得によって支給制限となる場合があります。

・老齢年金等を受給されている場合は、支給制限があります。
 窓口
 ・請求の窓口は、住所地の役場です。

・障害認定等の審査、支給事務は、社会保険事務所で行います。
 事務の開始日 平成17年4月1日からです。

ご注意いただきたいこと
 ①給付金の支給は、請求のあった月の翌月分から支給いたします。(4月に請求したくと5月分から支払額を計算します。)
 請求が遅れた場合に、遡って支給できませんので、5月分から

受け取るためには、17年4月中に請求を行ってください。

障害認定に必要な添付書類が全てそろわない場合であっても、まずは、4月中に窓口で請求書を提出してください。

②障害認定事務は、過去の状況を確認する必要があるなど非常に時間がかかる場合があります。個々のケースにもよりますが、支給の決定まで数カ月必要となりますので、あらかじめご了承ください。

なお、支給が決定すれば、請求書の受付月の翌月まで遡って支給額を計算いたします。
 お問い合わせ 旭川社会保険事務所(☎26-4489)または役場税務住民課住民相談年金係(☎82-2111)



納めた国民年金保険料は税控除の対象となります

平成16年1月1日から12月31日までに納めた本人およびご家族の国民年金保険料は「社会保険料控除」の対象となり、申告によって所得から控除されます。失業中や転職の間に払った保険料やお子様の保険料など忘れがちです。所得税(住民税)の確定申告の際には、忘れずに控除の手続きをしましょう。

なお、申告には納めたことを証明する領収書が必要となりますが領収書を紛失した場合、再発行は社会保険事務所で行ってください。また、口座から年金保険料を引き落としされている場合は通帳の記載確認でも申告は受けられますので領収書もしくは通帳

を必ず持参願います。
 納付証明書発行に関する問い合わせ先 旭川社会保険事務所
 ☎26-4489



東川町民生委員児童委員地区担当表の訂正とお詫びについて

保健福祉課社会福祉係
 広報1月号に折込みした東川町民生委員児童委員地区担当表におきまして、武田寿之氏(担当地区:2東、2西、3、4南、4北、8、9行政区)の電話番号に誤りがございました。
 誤 ☎82-2194
 正 ☎82-4070
 謹んでお詫び申し上げます。ここに訂正いたします。